

第2章 災害予防計画

第1節 防災組織の充実

各課共通

第1 中央市防災会議

1 設置の根拠

災害対策基本法第16条

2 所掌事務

- (1) 中央市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

3 防災会議会長及び委員

- (1) 市長（会長）
- (2) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
- (3) 山梨県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
- (4) 山梨県警察の警察官のうちから市長が任命する者
- (5) 甲府地区広域行政事務組合消防本部の職員のうちから市長の任命する者
- (6) 市長がその部内の職員のうちから任命する者
- (7) 教育長
- (8) 消防団長
- (9) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者

資 料 編	・中央市防災会議委員名簿一覧	P 300
	・中央市防災会議条例	P 365

第2 中央市災害対策本部

中央市災害対策本部は、災害対策基本法第23条に基づき設置する。

なお、組織及び所掌事務等については、本編第3章第1節「応急活動体制」に定めるところによる。

第3 中央市水防本部

本編第4章第2節「水防組織」に定めるところによる。

第4 中央市地震災害警戒本部

中央市地震災害警戒本部は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第16条に基づき設置する。

なお、組織及び所掌事務等については、地震編第4章第2節「東海地震観測情報、東海地震注意情報時及び東海地震予知情報（警戒宣言発令）時の対策体制及び活動」に定めるところによる。

第5 自主防災会

1 設置の目的

災害対策基本法第5条に基づき、「自分たちの地域は自分たちで守る」を基本に、地域住民の

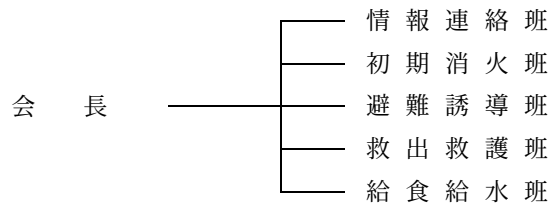
自発的防災組織として、自治会等を単位とする自主防災会が組織されている。平素から家庭内の防災に関する啓発活動を行っているほか、避難訓練、初期消火訓練、炊き出し訓練等の訓練を行っている。

2 組織の編成及び活動

自主防災会は、組織や地域の状況に応じた規約を作成するとともに、災害発生時に効果的な防災活動が行えるよう、平常時から準備、訓練に努める。

(1) 構成

各組織の規約の定めるところによるが、例示すると次のとおりである。



(2) 活動内容

平常時の活動内容	災害発生時の活動内容
○ 情報の受伝達体制の確立 ○ 防災知識の普及 ○ 防災訓練の実施 ○ 火気使用設備器具等の整備・点検 ○ 防災用資機材の備蓄及び管理・点検 ○ 避難経路上における危険箇所の調査 ○ 防災マップの作成・配布	○ 地域内の被害状況等の情報の収集 ○ 住民に対する避難勧告・指示の伝達 ○ 初期消火等の実施 ○ 救出・救護の実施及び協力 ○ 集団避難の実施 ○ 炊出しや救援物資の配布に対する協力

3 市が行う指導

市は、次の措置を推進し、自主防災会の充実強化に努める。

- (1) 防災訓練を通じ、防災用資機材の使用方法、避難方法等の習熟
- (2) 防災資機材等の計画的配備
- (3) 消防署の協力による応急手当講習への参加促進
- (4) 県立防災安全センター等を活用した研修会等の開催による自主防災会指導者の育成

第2節 防災知識の普及に関する計画

各課共通

防災業務に従事する職員及び一般住民等に対して、次のとおり防災知識の普及を図る。

第1 職員に対する防災教育

1 講習会、研修会の開催

学識経験者、防災関係機関の防災担当者等を講師とした講習会、研修会等を実施し、防災知識の普及徹底を図る。

また、新たに職員として採用された者に対して、通常の新規採用職員研修の一項目として防災知識の普及に関する研修を行う。

研修実施の内容は、おおむね次のとおりとする。

新任研修内容

- | | |
|--------------|-------------|
| ① 災害対策活動の概要 | ③ 職員としての心構え |
| ② 災害の特性と対処方法 | ④ 災害時の役割内容 |

2 検討会

防災訓練とあわせて開催し、業務分担等の認識を深める。

3 見学、現地調査

防災関係施設、防災関係研究機関等の見学並びに危険地域等の現地調査を行い、現況の把握と対策の検討を行う。

4 印刷物等の配布

災害発生時の参集方法、各職員の配備基準や任務、災害時の留意点等を記した防災の手引書などの印刷物を作成、配布し、防災知識の普及徹底を図る。

第2 一般住民に対する防災知識の普及

市は、次により一般住民に対して防災知識の普及を図る。

1 啓発の方法

- (1) 広報紙（広報「ちゅうおう」）の活用
- (2) 防災行政無線の活用
- (3) 社会教育の場の活用
- (4) 県立防災安全センターの活用
- (5) 防災関係資料の作成、配布
- (6) 防災映画、ビデオ等の貸し出し
- (7) 防災・気象情報のインターネットへの配信

2 啓発の内容

- (1) 防災に対する一般的知識
- (2) 非常食料等の備蓄
- (3) 非常持ち出し品の準備
- (4) 気象、災害発生原因等に関する知識
- (5) 災害予防措置
- (6) 災害危険箇所、適切な避難場所、避難路等に関する知識
- (7) 災害発生時に取るべき措置

第3 学校教育における防災教育

市は、次により幼児、児童・生徒（以下「児童・生徒等」という。）に対し防災教育を実施するとともに、関係職員、保護者等に対して災害時の避難、保護の措置等について、知識の普及を図る。

1 教育課程内の指導

災害の種類、原因、実態、対策等防災関係の事項をとりあげる。

2 防災訓練

学校行事等の一環として実施し、防災の実践活動、避難行動等について習得させる。

3 課外活動における防災教育

防災関係機関、施設並びに各種催し等の見学を行う。

第4 社会教育における防災教育

生涯学習講座、婦人学級等において、その学級内容に防災教育を組み入れ、これの徹底を図る。具体的な教育内容としては、気象情報等の基礎知識、防災に対する一般的、個人的、集団的な心得の習得、防災関係機関や施設等の見学、パンフレットの配布又は講座、映画、テレビ、ラジオ、体験談等を素材として話し合い学習をすすめる等である。

第5 防災上重要な施設の管理者等に対する防災教育

市は、独自に、又は防災関係機関の協力を得て、危険物を有する施設等、防災上重要な施設の管理者に対して災害時の防災教育を実施する。

第6 県立防災安全センターによる防災知識の普及

県立防災安全センターが本市にあり、次のような展示室や訓練室等が整備されている。市は、市職員だけでなく、児童・生徒等の課外活動にも当該施設を活用し、また一般住民に対しては当該施設の周知、利用を推進し、防災知識の普及を図る。

展示室	地震体験装置	震度1から7までを体験できる装置
	地震の恐怖	突発地震の際の体験装置
	燃焼の経過	アイロンの発火、燃焼拡大を学べる装置
	ビルカット装置	必置消火器具の取り付け説明装置
	情報伝達システム	情報伝達の際の正確度を体験させる装置
	耐震木造家屋建築模型	地震に強い家屋、家具取付け方法の模型
	山梨の総合防災システム	平常時、災害時の防災対策をスライドで学べる装置
	亀裂断層発生システム	直下型地震と横ゆれ地震を組み合わせ、直下型地震の構造を学べる装置
	地震のメカニズム	プレート理論を学べる装置
	地球儀	世界の地震分布、地球の内部を学べる地球儀
	Q & A	防災、消防等の知識を試す装置
	展示品	101品目、119点
視聴覚教室		120人収容、ビデオ、映写装置等
図書、相談室		400冊
訓練、実習室		応急救急措置、消火実習、危険物爆発実験等

第3節 防災訓練に関する計画

各課共通

市は、災害発生時等に効果的な防災活動が実施できるよう次の訓練を実施する。

なお、訓練後には事後評価を行い、課題を明らかにするとともに、必要に応じて改善を行う。

第1 総合防災訓練

市は、防災関係機関等と合同し、関係団体及び住民の協力を得て、災害発生時における各種応急対策等の総合防災訓練を次により実施するものとする。

1 実施時期

関係機関の協議により、最も訓練効果のある時期を選び年1回以上実施するものとする。

2 実施場所

風水害等によって、大規模災害を受けやすい地域を中心にその都度適切な場所を選定し、実施

するものとする。

3 実施内容

関係機関の協議により、その都度実施要綱を定めて実施するものとする。

4 訓練重点事項

①情報通信連絡、②災害対策本部設置・運営、③避難、④救出・救護、⑤非常招集訓練、⑥消防、⑦水防、⑧救援物資輸送・調達、⑨防疫・給水、⑩応急復旧、⑪炊出し等

5 機関別訓練例

機 関 名	訓 練 内 容
自 主 防 災 会	① 避難訓練 ② 消火訓練（消火器、可搬ポンプ、消火栓の取扱い） ③ 起震車による震度体験訓練 ④ 救急救命訓練 ⑤ 情報伝達訓練 ⑥ 炊出し訓練
事 業 所	① 情報収集・伝達訓練 ② 営業停止周知訓練 ③ 避難訓練
医 療 機 関	① 避難誘導訓練 ② 消火訓練
施 設	① 避難誘導訓練 ② 消火訓練 ③ 避難所対応訓練（避難所に指定されている施設）
学 校	① 避難訓練 ② 関係機関への伝達訓練
幼 稚 園 、 保 育 所	① 避難誘導訓練 ② 保護者への引き渡し訓練

6 防災関係機関との連携

災害が甚大なものであるほど、他の防災関係機関との連携が重要となるため、県をはじめ自衛隊の総合訓練への参加要請等を検討する。

第2 非常通信訓練

非常災害時における有線通信の途絶等の事態に備え、非常通信の円滑な運用を図るため、次により非常通信訓練を実施するものとする。

1 参加機関

市、県及び山梨地区非常通信協議会

2 実施時期及び実施方法

関係機関と協議し、その都度定めるものとする。

第3 避難訓練

学校等、病院、工場、事業所、スーパーマーケットその他消防法による防火対象物の管理者は、避難訓練を行い、人命、身体を災害から保護するように努めるものとする。

また、防火管理者を置かない程度の施設の管理者も前記に準じて行うものとする。

この場合、外国人、観光客、障害者などの災害時要援護者に対しても、必要な対策を講ずるよう

努めるものとする。

なお、学校等（保育園を含む。）においては、次のことに留意するものとする。

- 1 災害の種類や規模、発生時間など、様々な場面を想定し、地域の自主防災会等と連携するなどして訓練を実施する。
- 2 実施の回数は、年間を通じて季節や他の安全指導との関連及び生徒等の実態を考慮して決定する。
- 3 人命、身体の安全の確保を基本とする。

第4 防疫訓練

1 職員の訓練

常に防疫作業の修習を図るとともに、随時防疫演習を行い、被害の軽減に努めるものとする。

2 器具機材等の整備

最低限常備する必要がある器具、機材等は平素から整備し、災害時に備えるべき物件については、あらかじめ周知な計画をたてるとともに、備蓄物件については、いつでも使用できるように保管し、随時点検を行うものとする。

第5 消防訓練

消防関係機関は、消防活動の円滑な遂行を図るため消防に関する訓練を実施するほか、必要に応じ消防機関相互が緊密な連携のもとに合同訓練を行い、また他の避難訓練と併行して行うものとする。

1 実施期間

火災の起こりやすい季節又は訓練効果のある適当な時期を選んで実施する。

2 実施場所

火災のおそれのある地帯、又は訓練効果のある適当な場所において実施する。

3 実施方法

あらかじめ作成された火災想定により、訓練場所に最も適した消火活動その他関連活動を実施する。

第6 水防訓練

市は、水防工法の完全な習熟を目的として、消防団員、市職員が連携し、また住民等の参加を得て、年1回以上、県水防指導員の指導により水防訓練を行う。

1 実施時期

洪水が予想される時期前で、訓練効果の最もある時期を選んで実施する。

2 実施場所

洪水のおそれのある河川危険箇所を選んで実施する。

3 演習要領

市の演習要領は、中北建設事務所と協議のうえ、水防本部長（市長）が定める。

第7 訓練後の検証

防災訓練実施後には、訓練の検証を行う検討会を行い、訓練状況の確認、問題等の洗い出し等を行い、必要により活動体制の見直し等を行う。

第4節 防災施設・資機材の整備計画

総務課 消防団
水道課 農政課

災害時に円滑な災害応急活動ができるよう、防災施設、防災資機材の整備を推進する。

第1 防災施設の整備

1 市役所

災害発生時等に災害情報等を迅速に収集し、関係機関・住民等への確に伝達できるよう、通信施設の整備、充実に努める。

また、突発的な災害にも迅速に対応できるよう、防災対策用資機材等の備蓄に努める。

2 倉庫の整備

水防資材、援助物資等の備蓄倉庫については、現場到着時間、危険箇所との距離等を考えて配置するものとし、それら自体が被災することのないよう構造についても十分考慮するものとする。また、避難所等の位置を考慮し、飲料水兼用貯水槽の設置を検討する。

本市の防災備蓄場所は、次表のとおりである。

中央市コミュニティ防災センター	中央市布施1555番地1
中央市防災公園 (防災会館・水防倉庫)	中央市白井阿原字川向1903番地39
玉穂水防資材倉庫	中央市成島
白井水防倉庫	中央市白井阿原
布施水防倉庫	中央市布施
角川水防倉庫	中央市浅利東新田
浅利水防倉庫	中央市〃一の出割
豊富農村公園防災倉庫	中央市関原原

資料編	・中央市コミュニティ防災センター条例	P 370
	・災害備蓄品一覧	P 332
	・中央市防災公園条例	P 372

3 資機材の整備等

定期的に資機材の点検を行うとともに、必要な資機材を計画的に整備するものとする。

特に、災害による停電等に備えて非常用発電装置や、断水等に備えて飲料水兼用貯水槽、浄水機、給水用資機材等の整備を推進する。

資料編	・災害備蓄品一覧	P 332
-----	----------	-------

4 避難場所

市においては、資料編に掲載のとおり避難所及び避難地をあらかじめ指定しているが、施設の老朽化、人口動態の変動等により適宜見直しを図るものとする。その際には、災害に対し安全な建物、広場などをあて、さらに給食施設を有するものか、又は比較的容易に搬入給食し得る場所を選定するよう考慮するものとする。

第2 資機材、物資の充実、点検

- 1 点検整備は、自主防災倉庫にあっては各自主防災会長、各施設（機関）、各事業所にあっては施設責任者、消防団にあっては各部長があたり、必要に応じて点検責任者を定める。点検責任者は、点検整備計画を作成し、これに基づいた定期的な点検整備を実施する。
- 2 点検を要する主たる資機材は、水防用備蓄資機材、救助用資機材及び医薬品、消防用資機材及び施設、防疫用資機材、給水用資機材、備蓄食料、たん水防除用資機材、各施設復旧に必要な資機材等とする。
- 3 資機材及び機械類の点検実施内容

資 機 材	機 械 類
1 規格ごとに数量の確認	1 不良箇所の有無及び故障の整備
2 不良品の取替	2 不良部品の取替
3 薬剤等の効果測定	3 機能試験の実施
4 その他必要な事項	4 その他必要な事項

第3 県における防災施設の整備状況

1 県立防災安全センター

県立防災安全センターは、県民に対する防災意識の普及啓発などを実施する防災教育機関であるとともに、大規模災害に対応できる防災資機材や生活必需品を備蓄し、災害時には、県内市町村等への広域的な救援物資の輸送中継拠点の役割を果たす。

2 中北地域県民センター

該当地域での大規模災害に迅速に対応するための防災資機等を備蓄している。

3 土木施設災害対策計画

災害時の緊急復旧活動及び救援活動を迅速かつ的確に行うとともに近県との相互支援体制を充実するため、中北建設事務所に防災拠点を整備する。

- (1) 災害時の人員及び緊急物資の輸送拠点としての物資等の搬入、搬出を行う。
- (2) 緊急復興活動に必要な鋼材、盛土材、コンクリート等の備蓄を行う。
- (3) 緊急輸送路とのネットワーク化を図る。

第5節 消防予防計画

総務課 消防本部
消防団

第1 消防力の充実強化

1 自治体消防力の充実強化

(1) 消防組織の充実強化

市は、消防施設・設備の拡充強化に努めるとともに、地域消防の要である消防団組織の充実強化を図るものとする。また、自主防災会との連携を強め初期消火を徹底し、火災の延焼防止を図るものとする。

(2) 消防施設等の整備強化

家庭及び各事業所においては初期消火活動が十分発揮できるよう、消火器や可搬式小型動力

ポンプ等を整備する。また、市及び甲府地区広域行政事務組合消防本部においては「消防力の整備指針」「消防水利の基準」に基づき、計画的な消防施設等の整備強化に努める。さらには、大規模災害時に被害を最小限に食い止め、発災直後の初期消火活動や救助活動を円滑に進めるため、施設の耐震化にも努める。

本市における消防は、南消防署田富出張所・玉穂出張所及び中央市消防団が行っている。

資料編・消防力の現況

P 356

(3) 消防団員の教育訓練

市は救急業務の高度化に対応するため、消防団員等の応急手当普及員の養成に努める。

また、消防団員の総合訓練等を通じて、救急救助技術等専門的技術の向上を図るものとする。

2 地域の消防力の整備強化

(1) 市は、自主防災会の育成、強化を図り、組織の核となる自主防災会長等に対して研修を実施し、これらの組織の日常訓練の実施を促すものとする。

(2) 市は、平常時には自主防災会の研修、訓練の場となり、災害時には避難、備蓄等の活動の拠点となる施設の整備を図るとともに、救助救護資機材の充実を図るものとする。

(3) 防火対象物の関係者は、自衛消防組織を整備充実させ、従業員、顧客の安全、経済活動の維持、地域住民への貢献等を十分認識し、災害時行動マニュアルの作成、防災対策の整備、防災訓練等を実施し、防災活動の推進を図る。

3 市消防計画の確立

市は、消防団が大規模災害に対処できるよう、組織及び施設の整備拡充を図るとともに、消防活動の万全を期することを主眼として

- | | |
|------------|-------------------|
| ① 消防力等の整備 | ④ 災害の予防、警戒及び防ぎょ方法 |
| ② 防災のための調査 | ⑤ 災害時の避難、救助及び救急方法 |
| ③ 防災教育訓練 | ⑥ その他災害対策に関する事項 |

を大綱とした中央市消防計画を策定し、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正するものとする。

4 林野火災予防対策

(1) 林野火災予防思想の普及、啓発

市は、市民の林野に対する愛護精神の高揚、火災予防思想の普及啓発に努めるとともに、林野のパトロール強化、防火施設の整備等林野火災防止対策を推進する。

また、火災警報発令中の火の使用制限の徹底を図るとともに、林野火災の多発する時期には横断幕、広報、ポスター等有効な手段を用いて、市民に強く周知徹底を図る。

(2) 林野所有（管理）者に対する指導

市は、林野所有（管理）者に対し、防火線の設置、森林の整備、火災多発期における巡視等を積極的に行い、林野火災の予防対策の確立に努めるよう指導する。

(3) 林野火災消防計画の確立

市は、防災関係機関と緊密な連絡をとり、次の事項について計画の確立を図るものとする。

ア 防火管理計画

・特別警戒区域　・特別警戒時期　・特別警戒実施要領等

イ 消防計画

- ・消防分担区域 ・出動計画 ・防ぎょ鎮圧計画 ・他市町村等応援計画
- ・資機材整備計画 ・防災訓練実施計画 ・啓発運動推進計画等

(4) 関係職員の研修指導

市は、予防対策、消火対策についてより万全を期するため、森林保全巡視員の研修及び森林組合職員等関係者への指導を行う。

第2 火災予防対策の強化

1 建築同意制度の効果的活用

南消防署は、建築物を新築、増築等計画の段階で防火防災の観点からその安全性を確保できるよう、建築基準法第6条に基づく建築確認申請と同時に消防法第7条に基づく建築同意制度の効果的な運用を行い、建築面から火災予防の徹底を図るものとする。

2 一般家庭に対する指導

市は、南消防署と連携して自主防災会など各種団体を通じて、一般家庭に対して消火器具、家庭用火災報知器、消火用水及び防火思想の普及徹底を図るとともに、これらの器具等の取扱い方法を指導する。

また、初期消火活動の重要性を認識させ、火災発生時における初期消火活動の徹底と、防災訓練への積極的参加促進を図るものとする。

3 防火対象物の防火体制の推進

市は、南消防署と連携して次の措置を行い、防火対象物の防火体制を推進する。

(1) 不特定多数の者が利用する防火対象物は、火災が発生した場合の危険が大きい。

このため、消防法に規定する防火対象物について防火管理者を必ず選任させるものとする。

(2) 防火管理者に対して消防計画を策定させ、防火訓練の実施、消防用設備等の整備点検及び火気使用等について指導を行うものとする。

4 予防査察の強化

南消防署は、火災発生及び被害の拡大を防止するため、防火対象物の定期的な査察を行うとともに、新築又は改築時等の臨時査察、さらに特殊対象物（工場、学校、旅館、病院、危険物等関係施設、文化財等）の特別査察等を計画的に行う。

特に、消防法の規定を受ける危険物施設等の所有者に対し自主保安体制の確立、保安要員の適正な配置、危険物取扱従事者等に対する保安教育を計画的に実施し、当該危険物等に対する保安の確保に努めるよう指導するとともに、これらの施設等について必要の都度、消防法の規定により立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行うものとする。

5 防火防災思想、知識の普及

防災関係機関、関係団体等の協力を得て、火災予防週間及び防災週間をはじめ消防関連行事のあらゆる機会を通じ、防火防災思想並びに防火知識の普及に努める。

第3 消防相互応援協定

市は、近隣市町村等と資料編に掲げるとおり消防相互応援協定を締結している。市は、災害時には協定に基づき迅速に応援要請ができるよう連絡体制の整備に努める。

資 料 編	・消防相互応援協定	P 345
	・中央自動車道消防相互応援協定書	P 346

第6節 風水害等予防計画

各課共通

第1 山地の災害予防

本市の山地は、市の南東部である豊富地区に集中し、その地形、地質などの特質から崩壊に起因する災害の発生が多い。

このため、治山事業の積極的な推進により、森林のもつ保全機能の維持増大を図るとともに、崩壊等の自然災害の危険頻度の高い山地災害危険地区とその流域の保全対策に努める。

1 山地災害の未然防止

集落周辺の山地災害を未然に防止するため、崩壊の可能性のある山地又は荒廃のきざしのある溪流等に対し、予防治山事業を重点的に実施する。

2 荒廃山地等の復旧

山崩れを起こした崩壊地、浸食されたり異常な堆積をしている溪流等に対し、復旧治山事業総合治山事業等を推進し土砂崩壊、流出による下流の災害の防止を図る。

3 地すべりの防止

地すべりによる被害を防止、軽減するため、「地すべり等防止法」に基づく地すべり防止区域の指定を県に働きかけ、積極的な保全工事に努める。

4 保安林の整備

指定目的の機能が十分に発揮されていない保安林について、改植、補植、本数調整伐等による森林整備を推進し、保安林機能の維持向上を図る。

第2 河川対策

(1) 河川改修

本市は、笛吹川と釜無川が合流する扇状地にあり、ほとんどが平坦な地勢である。また自噴井が見られるように地下水位が高い地域であるため、過去において幾度となく水害に見舞われてきたが、近年では護岸工事や治水事業により氾濫の危険性はかなり減少している。

今後も洪水などの災害から守り、住民が安心して生活できるよう、河川や水路の改修整備を進める。

また、出水の早期予知や災害時の状況把握に必要な正確な情報を収集し、住民へ迅速に連絡ができるよう、関係機関からの情報収集体制の確立、また関係団体との連絡体制の確立を構築していく。

(2) 河川情報の整備

洪水などの災害から市民を守り、市民が安心して生活できるようにするためには、河川の整備、改修を行い治水の安全度を高めるとともに、出水の早期予知や災害時の状況把握に必要な正確な情報の収集と、住民への迅速な連絡が不可欠である。

このため、県が整備するテレメータシステムを活用するとともに、市内の河川水位観測所により、情報の収集に努める。

資料編 ・ 河川水位観測所一覧

P 360

(3) 浸水想定区域の指定・公表

洪水により相当な損害が生じる可能性のある洪水予報河川及び水位情報周知河川等の河川において、水害等により浸水が想定される区域として本市の地域が浸水想定区域に指定されたため、その区域及び水深について公表する。（釜無川、笛吹川、荒川、滝戸川、芦川）

中央市内の浸水想定区域

河川・水系	指定・公表の状況	指定・公表者（河川管理者）
富士川・笛吹川	平成14年度 指定・公表	国土交通大臣
荒川	平成18年度 指定公表	山梨県知事
芦川・滝戸川	平成20年度 指定公表予定	山梨県知事

(4) 警戒避難体制の整備 ハザードマップの公表

浸水想定区域の指定に伴い、浸水想定区域内の水位情報や洪水予報の伝達方法、避難場所その他洪水時に円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について市地域防災計画に定め、これらを住民に周知させるため、県と連携して、洪水ハザードマップを作成し、公表するものとする。

(5) 浸水想定区域要援護者施設

浸水想定区域要援護者施設へ洪水時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、洪水予報等の伝達をする。災害時要援護者施設の範囲は、次のとおりとし、市における浸水想定区域に存在する災害時要援護者施設は、資料編に掲げるとおりである。これらの施設の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画を作成し、市長に提出するものとする。

要援護者施設の範囲	1 高齢者施設、保護施設、児童福祉施設、障害児・者施設等の社会福祉施設 2 病院、診療所の医療施設 3 幼稚園
-----------	---

資料編 ・ 浸水想定区域要援護者施設一覧

P 330

(6) 洪水予報等の伝達体制の整備

本市では前記(5)に規定された要援護者施設に対し、防災行政無線、電話、FAXによる洪水予報等の伝達体制を整備する。

洪水予報等	1 河川洪水予報（氾濫注意情報、氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報） 2 河川特別警戒水位到達情報 3 その他の浸水対策における有効な情報
-------	--

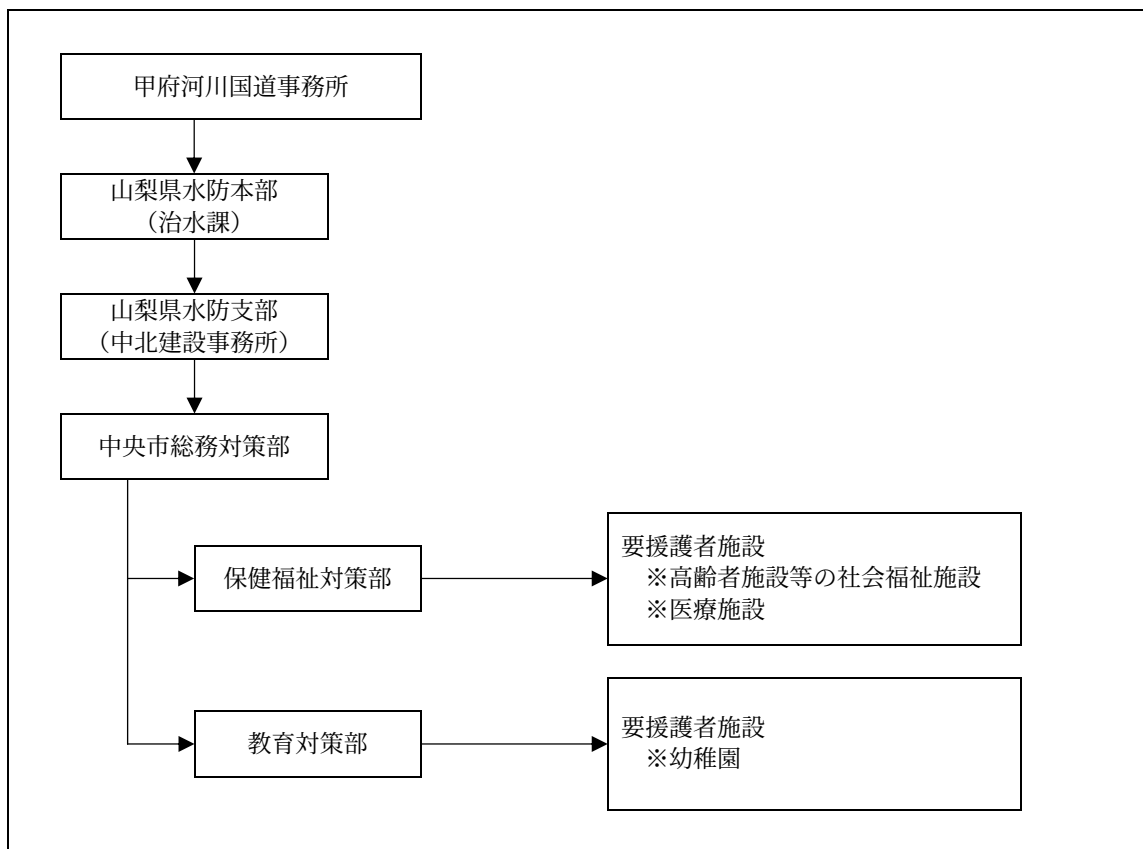
伝達経路については次表に定める。

要援護者施設への情報伝達経路図

(1) 直轄河川の洪水予報等の場合

■富士川（笛吹川）洪水予報等の伝達

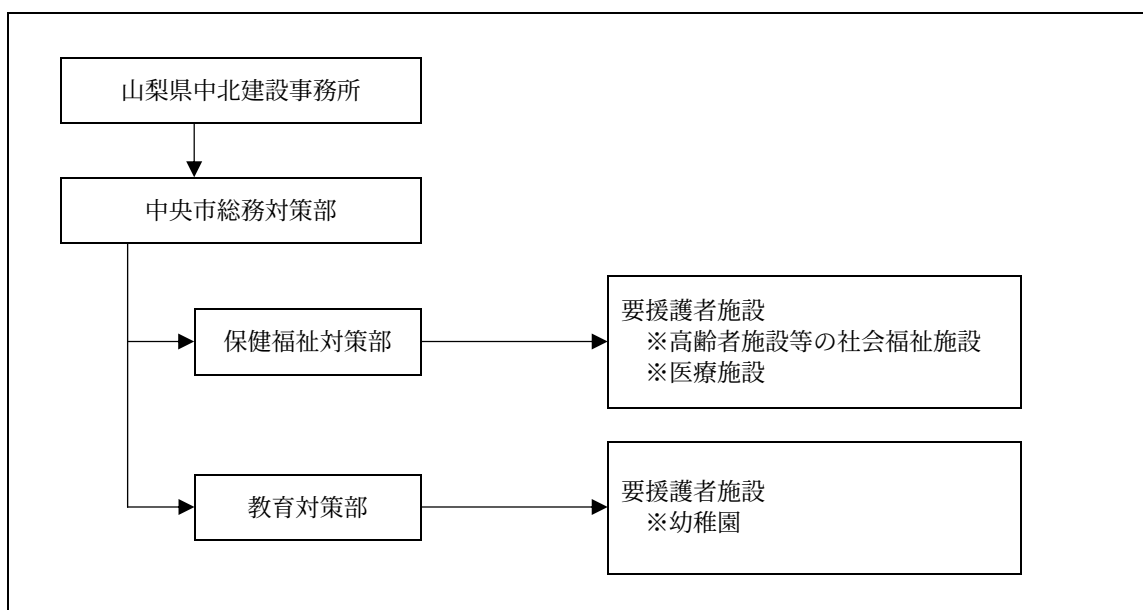
※要援護者施設への伝達経路以外は省略しています。



(2) 県管理河川の洪水予報等の場合

■荒川洪水予報等の伝達

※要援護者施設への伝達経路以外は省略しています。



第3 砂防対策

本市山地部の河川は流路延長が短く、急峻な地形に加え地質的にも脆弱な地層が多く荒廃しやすい要因が重なっているため、豪雨の際の溪流における生産土砂の抑止、流速土砂の貯留、調節、流路の安定、地すべり防止等のため、溪流保全工等一連の砂防事業を実施する。また、土石流対策として、市内12箇所の土石流危険溪流に対し、積極的に砂防事業を推進する。

第4 急傾斜地等危険地災害予防対策

本市山地部である豊富地区は地形的、地質的に崩れやすい地域が多く、そのうち急傾斜地付近に存在する人家も多いので、豪雨の際の急傾斜地の崩壊による人的、物的被害の発生が予想される。そこで、次の対策を推進する。

(1) 危険箇所の巡視等の強化

市は、防災関係機関と連携して、豪雨の際、事前に適切な措置がとれるよう随時巡視を実施し、必要に応じて危険箇所の土地の所有者、管理者、占有者に対し、防災工事を施すなどの改善措置をとるよう強力に指導するものとする。

(2) 急傾斜地崩壊危険区域及び災害危険区域の指定の促進

「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき指定された急傾斜地崩壊危険区域は、現在4箇所ある。今後も県に要請して対象区域の拡大を図っていく。

なお、これらの地域は建築基準法第39条に基づく災害危険区域として併せて指定される。

(3) 警戒避難体制の整備

市は、急傾斜地崩壊危険区域ごとに災害警報の発令、避難救助等の警戒避難体制に関する事項を定めるよう努める。

資料編 ・ 急傾斜地危険区域一覧

P 361

(4) 簡易雨量観測器の設置及び観測

危険箇所の雨量観測は崩壊予察の有効な手法の一つであるので、市長は設置済又は今後設置の簡易雨量観測器によって雨量を観測し、災害発生想定危険雨量と比較し、緊急時における警戒避難の目安とするものとする。

なお、設置機器の維持・点検は市において行うものとする。

(5) 急傾斜地の崩壊に対する知識の普及

市は、県と連携し、危険地域の住民に対し、急傾斜地の災害の予防対策に対する事項、急傾斜地に係る法令等に関する知識の普及を図る。

(6) 防災のための集団移転促進事業

市は、県と連携し、災害の発生地又は建築基準法に定める災害危険区域のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団的移転を助成し促進するよう努める。

(7) がけ地近接等危険住宅移転事業

市は、県と連携し、災害による危険から人命を守るため、建築基準法の規定による災害危険区域等にある住宅の除去・移転を助成し促進するよう努める。

(8) 急傾斜地崩壊防止対策

急傾斜地崩壊危険区域内の自然崖に対し、急傾斜地の所有者等が防災工事を行うことが困難又は不適当な場合は、知事に対し急傾斜地崩壊防止工事の実施を要請する。

(9) 雪崩防止対策

豪雪地帯対策特別措置法により指定された豪雪地帯において、雪崩による災害から人命を守るため、集落の保護を対象として知事に対し雪崩防止工事の実施を要請する。

第5 土砂災害警戒情報

(1) 土砂災害警戒情報の目的

土砂災害警戒情報は、大雨により土砂災害の危険度が高まった市町村を特定し、市町村長が避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行えるよう、また、住民の自主避難の判断等に活用できることを目的とする。

(2) 土砂災害警戒情報の発表

気象庁の作成する降雨予測が、設定された監視基準（土砂災害発生危険基準線）に達したときに、県と気象台が共同で作成し発表する。

(3) 土砂災害警戒情報の利用に当たっての留意点

土砂災害警戒情報は、土砂災害発生の危険度を降雨予測に基づいて判定し発表するもので、個別の災害発生箇所、時間、規模等を詳細に特定するものではない。

また、発表対象とする土砂災害は、土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については、発表対象としない。

(4) 土砂災害警戒情報の発表対象地域

土砂災害警戒情報は、その目的及び現在の技術的水準等の諸制約から、市町村を最小単位とする。

(5) 土砂災害警戒情報の発表及び解除の基準

ア 発表基準

大雨警報発表中において、実況雨量及び気象庁が作成する降雨予測で監視を行い、監視基準（土砂災害発生危険基準線）に達したときに、県と気象台が協議のうえ、市町村単位で土砂災害警戒情報を発表する。

イ 解除基準

監視基準について、その基準を下回り、一連の降雨をもたらす気象現象が過ぎ去ったことを確認し、併せて土壌雨量指数の2段階目タンク貯留高の減少傾向を確認した場合とする。

(6) 土砂災害警戒情報の伝達

土砂災害警戒情報の伝達は、本編第3章第6節「予報及び警報等の伝達計画」第1「予報・警報の種類等」1「(6) 甲府地方気象台の伝達経路」のとおりとする。

第6 土砂災害警戒区域等における対策

土砂災害から住民の生命及び身体を守るため、土石流、急傾斜地の崩壊又は地滑りが発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、警戒避難体制の整備を図るとともに、一定の開発行為を制限するなど土砂災害ソフト対策を推進する。

(1) 土砂災害警戒区域等の指定

市は、県に対し、土砂災害の発生するおそれのある区域を土砂災害警戒区域として、また、土砂災害警戒区域のうち建築物に損壊を生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定するよう働きかけていく。

(2) 警戒避難体制の整備

市は、指定を受けた場合、土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予警報の発令及び伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

また、土砂災害警戒区域内に主として災害時要援護者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達を本節第2(5)(6)で定めた方法により行うものとする。

なお、市長は、土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難体制を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

(3) 土砂災害警戒情報の発表

市は、土砂災害の警戒避難に関する情報と地方気象台等の有する気象情報を総合的に判断した「土砂災害警戒情報」が発表された場合は、職員及び消防団等による危険区域の巡回を強化し、前兆現象を発見した場合は速やかに本部へ通報し、前兆現象などの情報と併せ避難勧告・指示の発令を検討する。

第7 農地災害予防対策

農業用施設の管理者である市は、常に施設の巡視点検に努め、施設の適切な維持管理を図るとともに、現地の状況を的確に把握し、地震及び大雨等の際には関係機関と連絡を密にし、協力体制をとるものとする。

1 ため池保全対策

ため池等については、亀裂又は漏水について常に点検するとともに、大雨のおそれのある場合には、事前に放水して貯水量を減じておくよう管理団体等に指導するものとする。

ため池は、災害の際に決壊流出すると、人畜、家屋、農地、農作物その他の公共施設に極めて甚大な被害をもたらすため、漏水等により堤体が弱体化したり、法面等が波浪浸食を受けている可能性がある。

今後も、定期的に調査を行い、危険と判断されるため池が発見されたときは、管理団体等に連絡し速やかな改修を図る。

ため池の所在地及び整備状況

名称	所在地	貯水量 (m ³)	整備状況等
玉穂1号補償池	井之口字村西260―2	3,000	S48、甲府市上下水道局管理
玉穂2号補償池	上河東字横田825	3,000	〃 〃
玉穂3号補償池	上三条字御崎870―1	3,000	S49、 〃
竹輪池	甲府市下向山地内	1,836	H7改修、高部自治会管理

2 たん水防除対策

(1) たん水による被害を未然に防止するため、たん水防除事業を実施し、排水機構の改善、排水機の増強及び排水路の整備等を行う。

(2) たん水防除用及び灌漑排水用のポンプについては、燃料、オイル等を常に補給し、有事の際に確実に作動するよう点検する。

たん水防除施設

地 域 名	概算事業費 千円	受益面積 ha	主 要 工 事
宇 坪	509,110	125	排 水 路 L=1,358m 排 水 機 3 台
田 富	265,000	76	排 水 路 L= 452m
東 花 輪 川	1,884,000	138	排 水 路 L=2,720m 排 水 機 2 台
高 部	—	83	排 水 機 2 台

※ 田富地域は宇坪地区のそれぞれ排水路改修である。

3 農用施設

ハウス、農舎、共同利用施設等について、最小限に災害を防止するため補強の措置をとるものとする。

第8 農作物に対する措置

農作物の災害予防については、「山梨県農業災害対策要領」に基づき万全を期する。特に、凍霜害については、発生の危険が長期にわたるため、あらかじめ、警戒期間（おおむね3月下旬～5月下旬）を設け、災害防止に努める。

また、台風や豪雪等に対しては、気象台からの気象情報に基づき、的確な予防技術対策を樹立し、関係機関への迅速な通報に努める。

第9 家畜に対する措置

畜産施設、特に家畜舎の骨組みを強化するとともに、病気の防疫（予防接種など）を徹底しておく。なお、災害発生時には飼料確保が困難なので事前に十分確保しておくことに留意する。

第7節 豪雪災害予防計画

建設課 各庁舎窓口課 消防団

本市の豊富地区は標高も高く、冬期には多量の積雪がある。このため、雪による災害の未然防止を図り、関係機関との連絡を密にする。

第1 豪雪災害予防

- 1 輸送路線の重要性、交通量等を勘案し、主要幹線を指定し、ここを重点的に除雪を行い交通の確保に努めるものとする。
- 2 消防団、建設協力会等の協力を得て除雪要員の確保を図るものとする。
- 3 送電線・電話線などの通信施設の確保にあたっては、東京電力・NTTが主体となるが必要に応じ消防団、一般住民も協力するものとする。

第8節 建築物災害予防計画

建設課

建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法などに基づく構造・設備、防火対象物の位置・消防用設備等の規制により、防災的建築物への誘導を図る。また、これらの法律に基づいた立入検査等により、構造・設備などの維持管理についても災害予防の徹底を図る。

さらに、居住者などの建築物利用者に、防災教育や通報・消火及び避難の訓練を実施することにより、人命の保護と建築物の安全管理に対する啓蒙を図る。

第1 建築基準法に基づく建築物等の規制による推進

建築物の敷地、構造及び用途等が建築基準法に適合するよう建築確認審査業務をとおした指導を県に要請し、安心して安全なまちづくりの実現を図る。

さらに、違反建築物の指導を強化し、非不燃化建築物の建築の防止に努める。

第2 不燃建築物の建設促進対策

市は、大火災等による建築物の被害の軽減を図るため、建築物が密集し、火災が発生した場合に延焼拡大のおそれのある地域について、準防火地域の指定を行う等建築物の構造制限等不燃建築物の建設について指導に努める。

第3 公共施設災害予防対策

1 老朽建物の改築促進

災害時に災害対策本部が設置される中央市役所田富庁舎や、不特定多数の者が集まる公共施設や災害時に避難所が開設される施設等については、計画的に耐震調査を実施し、その調査結果に基づき、必要な補強等を行い、あるいは改築を検討するものとする。

なお、改築にあたっては、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の耐震・耐火構造建物の建設の促進を図る。

また、他の公共施設についても定期点検などを実施して、破損箇所等は、補修又は補強し、災害の防止に努める。

2 建物以外の施設の補強及び整備

建物以外の施設については次の措置を行い、災害の防止に努める。

- (1) 国旗掲揚塔、野球用バックネット等の著しく高いもの又は容量の大きいものは、その安全度を常時確認し、危険と認められるものは必ず補強工事を実施する。
- (2) 移動又は飛散しやすい機械・器具等は、常時格納固定できるようにする。
- (3) 消防施設等の整備に努め、常時使用可能な状態にしておく。
- (4) 定期点検及び臨時点検を実施して、要補修箇所は補修又は補強して災害の防止に努める。

第4 住宅の不燃化の推進

市営住宅の不燃化及び既設木造市営住宅の耐火構造への建替等を図る。

第5 防災査察（甲府地区広域行政事務組合消防本部）

旅館、病院等不特定多数の人の用に供する特殊建築物へ定期的に防災査察を実施し、建築物の安全性の維持と災害予防を図る。

第9節 文化財災害予防計画

生涯教育課
消防本部

第1 保護の対象

市内には数多くの史跡や文化財などが残されており、また伝統行事や郷土芸能なども、地域固有の文化として受け継がれている。これらの歴史的文化遺産は先人が残した市民共通の財産であり、保存、継承して後世に確実に伝えていく必要がある。

第2 文化財保護対策

1 国、県及び市の文化財

文化財保護法（昭和25年法律第214号）、山梨県文化財保護条例（昭和31年山梨県条例第29号）及び中央市文化財保護条例（平成18年中央市条例第96号）による文化財は、国、県及び市が独自に重要な文化財を指定して保護を行っている。

2 文化財の管理責任

- (1) 文化財の管理については、国、県及び市がそれぞれ管理規定を設け、所有者及び管理者にその責任を義務づけている。
- (2) 所有者及び管理人の変更、指定物件の滅失、毀損、亡失、盗難あるいは指定物件の現状の変更等の場合は、国指定文化財については文化庁、県指定文化財については県教育委員会、市指定文化財については市教育委員会に届け出るものとする。

第3 文化財の防災施設

指定文化財の防災施設（防火施設、保存庫）等については、所有者及び管理者の申請に基づき、予算の範囲内で補助金を交付する。

なお、補助金の率は、国指定文化財では50%から85%、県指定文化財では50%を上限とする。市指定文化財についても、中央市文化財保護条例第16条の規定に基づき、特別の事情があると認める場合には補助金が交付される。

第4 文化財災害予防計画及び対策

文化財の防災施設の実施計画や対策は関係法令に基づき、所有者、管理者の事情を考慮して、消防用設備や消火、避難及びその他風水害等の災害に対する訓練を、南消防署田富・玉穂出張所や中央市消防団の協力により行うとともに、所有者の教育を実施するものとする。

第10節 特殊災害予防対策計画

環境課 消防本部

第1 火薬類、高圧ガス、危険物、毒物劇物、放射性物質の災害予防対策

市及び防災関係機関は、火薬類、高圧ガス、危険物、毒物劇物、放射性物質の爆発、漏洩等による災害の発生を未然に防止するため、相互に連携を図り、次のとおり予防対策を推進する。

1 保安思想の啓発

災害の未然防止のため、関係法令遵守の徹底を図るとともに、次の計画を実施する。

- (1) 各種の講習会及び研修会の開催
- (2) 災害予防週間等の設定
- (3) 防災訓練の徹底

2 検査及び指導の実施

各施設の維持や技術基準に従った作業方法が遵守されるよう、規制及び指導を行うものとする。

- (1) 製造施設、貯蔵所等の保安検査及び立入検査の実施
- (2) 関係行政機関との緊密な連携
- (3) 各事業所の実状把握と各種保安指導の推進

3 自主保安体制の充実

防災関係機関は、自主的に保安体制の充実に取り組み、保安体制の自律的確保の精神を醸成するものとする。

- (1) 取扱責任者の選任
- (2) 防災資機材の整備及び化学消火薬剤の備蓄
- (3) 自衛消防組織の整備
- (4) 隣接事業所との相互応援に関する協定締結の促進

4 消防体制の整備

市は、消防団員の確保と資質の向上を図るとともに、南消防署田富・玉穂出張所との連携強化を図る。また、甲府地区消防本部は、化学消防自動車等の整備に努め、化学消防力の強化を図るものとする。

第2 ガス事業施設の災害予防対策

1 一般ガス事業者の措置

東京ガス(株)甲府支社は、災害の未然防止のため、保安意識の高揚等を図るとともに、次の対策を実施するものとする。

- (1) ガス事業法による保安規程に基づき、関係者の教育及び訓練
- (2) ガス工作物の工事・維持・運用に際しては、ガス事業法の技術基準に適合するよう法令及び規程に基づいた巡視点検及び検査
- (3) 他工事によるガス導管等の損傷を防止するため、他工事業者と導管等の保護について協議を行い、必要に応じて保安に関する協定を締結

ガス事業者と他工事業者による、別に定める「他工事協議・巡回立合い要領」に基づく他工事現場の巡回、立ち会い

- (4) 一般ガス事業施設設備の新設にあたっては、耐震性のある資機材の使用及び十分な基礎工事を施し、軟弱地盤にあっては地盤改良を行うなど、耐震性の万全化
- (5) 高中圧ガス導管については、緊急遮断弁、緊急放散設備等の保安設備を増強
- (6) 経年埋設管等耐震性の低い導管については、耐震性の高い導管に順次切り替え
- (7) 災害その他非常の場合、被害の防止、軽減並びに迅速な復旧のための体制を確立し人員、器材を整備
- (8) ガス漏洩及び導管事故等の未然防止とその拡大防止のため、ガス使用者からの通報の受付連絡並びに状況に応じて緊急な出動ができるよう、別に定める「ガス漏洩及び導管事故処理要領」により、機器、体制の整備並びに関係者を教育・訓練

2 簡易ガス事業者の措置

簡易ガス事業者は、災害の未然防止のため、保安意識の高揚等を図るとともに、次の対策を実施するものとする。

- (1) ガス施設については、ガス事業法による保安規程に定める検査又は点検基準に基づく保安点検を実施
- (2) 緊急遮断弁の設置促進及び感震器との連動化
- (3) ボンベ収納庫の耐震化の促進及びボンベの転倒防止措置の強化
- (4) ガス使用者に対して震災時の知識普及
- (5) 地震防災に係る訓練の実施

3 市の措置

市は、ガス事業者と協力して、次の対策を実施するものとする。

- (1) 災害予防の知識の啓発
- (2) 消費施設の改善及び安全装置付器具、ガス漏れ警報器等各種安全装置類の普及
- (3) ガス漏れ事故が発生し、又は発生するおそれのあるとき、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対する避難のための立退の勧告又は指示

第11節 情報通信システム整備計画

政策秘書課 総務課
玉穂窓口課 豊富窓口課

災害の予防及び応急対策を実施する上で必要な情報の収集伝達を円滑に行うため、情報通信システムの整備に努める。

第1 市防災行政無線システムの整備

市は、市本部及び災害現場等との間の通信確保、また住民に対して各種情報等を伝達するため、市防災行政無線のデジタル化及び移動系無線の整備・充実を図る。

通信設備の正常な機能維持を確保するため、定期的に保守点検を実施するとともに、通信機能の確認及び通信運用の習熟を図るため通信訓練を実施して、非常災害発生に備えるものとする。

また、同報系無線については、定期的に子局の保守点検を行い、人口の増減など社会的条件の変化に応じた適正配置を図る。

第2 県防災行政無線システム

災害時に県からの情報収集や県への被害状況等の報告が速やかに行えるよう、通信訓練の実施等を通して運用の習熟に努めるとともに、平常時から定期的に保守点検を実施して正常な機能維持を確保するものとする。

第3 土砂災害警戒情報システム

甲府地方気象台と県砂防課が共同して発表する「土砂災害警戒情報」に基づいて土砂災害の危険度等の補足情報を提供する。

第4 災害時用衛星携帯電話の活用

災害時の情報伝達方法の一つとして、民間活力を利用した衛星携帯電話を導入することにより、豪雨等における孤立地区の情報収集を図ることとする。

第5 災害時優先電話の周知及び活用

災害時には、一般加入電話の通話が輻輳し、使用が困難になる状況が予想される。このような状況でも災害時優先電話は比較的通話が可能となるので、市は、災害発生時に市内公共施設、関係機関との災害情報や被害状況を収集するため、役場の電話をあらかじめNTTに災害時優先電話として登録している。

市は、平素から次の措置を行い、職員に周知を図るものとする。

周知事項

- ① 登録電話機に「災害時優先電話」というシールを貼付し、当該電話機が災害時優先電話であることを明確にする。
- ② 災害時には当該電話機は受信には使用せず、発信専用電話として活用することを徹底する。

第6 他の関係機関の通信設備の利用

災害時において自己の管理する通信設備が使用できない状態になったとき、又は緊急を要するため特に必要があるときは、警察署、消防署等の専用の有線通信設備又は無線設備を、あらかじめ協議で定めた手続きにより利用して通信することができるので、平常時から最寄りの専用通信設備を有している機関と利用の手続き、通信の内容等について具体的に協議しておくものとする。

市内で利用可能な関係機関の無線施設は、資料編のとおりである。

資 料 編 ・ 市内無線局一覧

P 355

第7 その他通信設備の整備

1 インターネット等の整備

市は、インターネットホームページを開設し広報活動を行っているが、災害時に市の被災状況や住民への協力依頼等の広報手段として活用できるよう、平素から整備を図っていくものとする。

2 アマチュア無線局の活用

災害発生時に通信施設等の被災により有線通信連絡が困難となった場合には、市本部の情報連絡体制を補完するため、「山梨県中央市防災ネットアマチュア無線クラブ」とアマチュア無線局の運用についてあらかじめ協議をはかっておく等協力体制の確立を図るものとする。

第12節 災害時要援護者対策の推進

政策秘書課 総務課 福祉課
高齢介護課 子育て支援課
健康推進課 建設課 教育総務課

第1 高齢者・障害者等の要援護者対策

国（内閣府等）が作成した「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（平成18年3月改訂版）に基づき、市は、「災害時要援護者支援マニュアル」（行動計画）を作成し、特に以下の点に重点を置いた要援護者対策に取り組むものとする。

1 要援護者の生活支援などを行う人材の育成

- (1) 庁内に、保健福祉対策部を中心とした災害時要援護者支援班を設置し、要援護者の避難支援業務を実施する。
- (2) 各地区での住民参加型防災学習会を開催するものとする。
- (3) 自主防災活動や災害時に障害者などの救援を担う人材の育成と、自主防災組織等の中での継続的な位置づけを確立するとともにその活用を図るものとする。
- (4) 地域ぐるみの災害時要援護者支援体制「助け合いネットワーク会議」を開催するものとする。
- (5) 多数の住民が参加して行う自主防災マップづくりや、支援員が障害者や高齢者等を避難誘導する防災訓練を反復実施するものとする。

2 プライバシー保護に配慮した要援護者の把握と避難誘導體制の確立

- (1) 関係機関共有方式、同意方式、手上げ方式により保健福祉対策部、総務対策部が主導して要援護者を把握するものとする。
- (2) 個々の要援護者に複数の支援員を配置し個別の「避難誘導プラン」を作成するものとする。
- (3) 直接本人に伝える情報伝達体制を構築するものとする。

(4) 健常者に先駆けて、東海地震「注意情報」発表時や、市長の判断で出す「避難準備（要援護者避難）情報」発表時に、要援護者を先行して早期に避難する仕組みづくりを図るものとする。

3 介護が必要な要援護者のための福祉避難所の確保

(1) 地区ごと、障害種別ごとの福祉避難所を指定するものとする。

(2) 災害時に福祉避難所ごとの相談員を設置するものとする。

(3) 民間の社会福祉施設等との協定締結、連携体制の強化を図るものとする。

4 緊急通報システム（ふれあいペンダント）の活用

市は、救助の必要な1人暮らしの高齢者等に対する緊急時の対策として、緊急通報システム（ふれあいペンダント）を活用するとともに、災害時に自主防災組織等の協力を得られるよう、平常時より連携に努めるものとする。

5 防災知識の普及啓発と地域援助体制の確立

市は、在宅高齢者や障害者等に対し地域の防災訓練等への積極的な参加を呼びかけ、障害者防災マニュアル等を活用し災害に対する基礎的知識の普及啓発に努めるものとする。

なお、啓発資料の作成に当たっては、点字資料の作成など障害者への啓発に十分配慮するものとする。

また、訓練等を通じて地域の自主防災組織が援助すべき世帯等をあらかじめ明確にしておくとともに、移動等が困難な障害者等については、防災情報の伝達、介助体制の確立に努めるものとする。

地域住民に対し、避難所における要援護者支援への理解の促進を図るものとする。

6 避難場所における対応

市は、避難場所を中心に被災者の健康維持に必要な活動を行うものとする。

特に、高齢者や障害者等の要援護者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子の手配等を福祉事業者、手話通訳者、ガイドヘルパー、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

7 被災者への情報伝達活動

市は、被災者のニーズを把握し、地震の被害、余震の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、防災関係機関が設置している施設に関する情報、交通規制など被災者のための正確かつきめ細かな情報を適切に提供するものとする。

8 応急仮設住宅

市は、応急仮設住宅への収容に当たっては、高齢者や障害者等の要援護者に十分配慮するものとし、ファックス、伝言板、障害者仕様トイレなど必要な設備を整備するものとする。

第2 外国人及び観光客対策

災害に対して知識が乏しく、かつ、日本語の理解も十分でない外国人や地理に不案内な観光客に対しては、平常時から基礎的防災情報の提供等、防災知識の普及を図る。

また、被災外国人や観光客に適切に対応できるよう、対応マニュアル等の整備を検討していく。